

令和4年8月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和4年8月9日(火) 午後1時00分～午後1時40分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 小寺孝治郎
委員 加藤 緑

職員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	重城 秋子
教育部部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	内海 雅彦
学校給食センター副主幹	小泉 仁美
図書館長	松井 晋
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
中央公民館長	水越 学
(会議事務局)	
教育総務課管理係長	芝田 雅人
教育総務課主任主事	河名千愛生

4. 傍聴人数 0名(非公開議案2件)

5. 議 案

- 議案第18号 市議会の議決を要する事件の議案(財産の取得)について
議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について
議案第20号 木更津市指定文化財の指定について

6. 報告事項

- 報告第5号 臨時代理の報告について
職務の級が6級以上の職員等の人事について

7. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和4年8月定例教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。
また、前回7月定例の会議録につきましては、渡部委員と私が確認し、それぞれ署名を

いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第18号「市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第18号「市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、金田地区における児童の増加に伴う教育環境の整備のため、木更津市立金田小学校用地として土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議案資料3ページのとおり、9月市議会定例会に提案する議案を市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を得ようとするものでございます。取得しようとする土地でございますが、所在は木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業施行区域内仮換地100街区2画地、地積は9,178平方メートルでございます。取得の相手方は千葉県、なお、契約の方法は随意契約でございます。取得金額2億130万4,134円でございますが、千葉県が2者に委託した不動産鑑定価格の平均額を参考とし、千葉県の財産処分委員会にて決定した価格となっております。

なお、議案資料4ページに詳細な位置図をお示ししてございますのでご覧ください。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。場所はお分かりになりますでしょうか。現金田小学校と清和大学付属金田幼稚園の間の土地です。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

この土地を取得することによって、現在の金田小学校に建っている校舎等はどういった形になるのでしょうか。

○重城教育部次長

令和4年度6月補正予算におきまして、金田小中学校の整備計画の業務委託を実施する予定となっておりますので、その業務委託によって、構想や計画等が見えてくると考えております。

○廣部教育長

人口の増加により校舎が切迫しているのは中学校の方で、現在単学級の普通教室が、近々各学年2学級程度にはなる予定です。来年度中に中学校用地を取得する予定なのですが、校舎の着手については、小学校よりも中学校の方が先になると思います。金田小中学校区は、従業員最大2,000人というコストコ本社の業務開始等により人口増加傾向にあり、今後児童生徒数が1,000人を超えてくる予測でして、校舎を増築するのか新築するのかが重要な検討事項になってきます。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第18号「市議会の議決を要する事件の議案（財産の取得）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第19号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第19号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、報告書を作成いたしましたので、市議会へ提出するとともに公表をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第2号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

お手元に配付させていただきました表紙に「令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（案）」と記載のございます資料をご覧ください。こちらが、本日、委員皆様の審議・議決の後、9月市議会定例会への提出を経て本市ホームページ等を活用し公表することとなります報告書でございます。この点検・評価につきましては、4月及び6月定例会議にて、委員皆様にお示しし、意見をお伺いしたところでございますが、6月定例会議後、特に意見等がございましたことから、記載内容は、6月にお示しした案から変更ございません。一部、表のレイアウト崩れ等の修正をしております。

今後のスケジュールについてでございますが、本日、委員皆様にご審議いただき、議決をいただきました後、9月市議会定例会への提出を行いたいと考えております。また、その後はホームページを活用し、市民へ公表させていただきます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。

議案第19号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に係る報告書の作成、議会への提出及び公表について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第20号「木更津市指定文化財の指定について」を議題に供します。
事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第20号「木更津市指定文化財の指定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料6ページをご覧ください。本議案は、令和4年7月21日に木更津市文化財保護審議会から答申のありました「中越遺跡出土小銅鐸なかごし 附石製舌つけたりせきせいぜつ」を木更津市文化財保護条例第4条第1項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとする事について、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第16号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

なお、指定しようとする文化財の詳細につきましては、この後、文化課長よりご説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○小高文化課長

それでは、ご説明申し上げます。議案資料7ページをご覧ください。木更津市文化財保護審議会の答申書の写しを添付しております。

名称は、中越遺跡出土小銅鐸附石製舌。員数は1点。種別は、有形文化財（考古資料）。所有者は、木更津市。本品は、郷土博物館金のすずにおきまして、保管・展示しております。

議案資料8から10ページをご覧ください。小銅鐸について説明資料を添付しております。小銅鐸が出土した中越遺跡は、現在の館山道の木更津南インター付近にあった遺跡です。銅鐸のつくられた年代は、紀元3世紀ごろと考えられています。大きさは、高さ63.3ミリ、幅は最大で35.8ミリという小さなものです。舌は砂岩製で、紐を通したと思われる孔があいています。議案資料10ページのように、一部は欠けていましたが、これは発掘調査中に削ってしまったためとされており、現在、こうした小銅鐸は、国内で50例以上見つかっており、千葉県内では8例、東京湾に面した市原市から君津市で見つかっております。

今回、中越遺跡小銅鐸を市指定文化財に指定することの理由については、議案資料9ページの9で示しておりますとおり、埋められた状態がはっきりわかることと、保存状態もよく、また、銅鐸本体と舌と考えられる石と一緒に発見されるという極めて貴重な事例であったことから指定するものです。

なお、本日の教育委員会会議の議決を経て、正式に木更津市指定文化財に指定されることとなりましたら、指定について告知し、市広報等で周知するとともに、文化財保護法第182条の規定に基づき文化庁長官へ報告いたします。

こちらの小銅鐸は、郷土博物館金のすずで展示しております。今月は、特別に入館料無料となっておりますので、ぜひご覧ください。ちなみに、小銅鐸は、都内の博物館で特別

展示のため9月から貸し出しとなるということです。

私からは以上です。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

まず私から、何年前に出土したものなのですか。

○小高文化課長

調査が平成6年に行われておりますので、約30年前です。

○渡部委員

舌が砂岩で作られていたということですが、どのような地域で採れていた物なのかわかるのですか。

○小高文化課長

どこで採れていたのかは特定されにくいのですが、自然に開いたような孔が認められることから、恐らくは海岸で拾えるような石材であると考えられます。

○廣部教育長

紀元3世紀というと、卑弥呼の時代ですよ。

○小高文化課長

そうですね。

○渡部委員

何に使われていた道具なのですか。

○小高文化課長

はっきりとしたことは言えませんが、現在の鐘のように、振ると中の石が当たって音が鳴る構造なので、恐らくは儀式の際に音を鳴らして邪気を祓うとか、そういった用途であったことが考えられます。そのような信仰が無くなった後、最終的に埋められたと考えられます。

○廣部教育長

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第20号「木更津市指定文化財の指定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第5号、臨時代理の報告「職務の級が6級以上の職員等の人事について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第5号、臨時代理の報告「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 1 1 ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 6 条第 1 項に規定により、教育長の臨時代理により処理を行った案件に関するものでございます。

令和 4 年 7 月 3 1 日付け及び 8 月 1 日付けの職務の級が 6 級以上の職員の人事を行うことについて、緊急に処理すべき事項であり、教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、1 2 ページにございますとおり 7 月 2 0 日付けで教育長の臨時代理で処理をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 3 ページをご覧ください。(1) 令和 4 年 7 月 3 1 日付け退職者が 1 名、(2) 令和 4 年 8 月 1 日付け職名の変更が 1 名でございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見は ございますでしょうか。

<質問・意見なし>

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・学校給食費の無償化について

説明：清水学校給食課長

- ・木更津市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

説明：鈴木生涯学習課長

○廣部教育長

6 月定例千葉県議会において、学校給食費の無償化について、熊谷知事が「子どもの多い世帯を対象に年度内に実施できるよう、速やかに準備を進める」と答弁されました。本市におきましても、県と連携を取りながら、検討を進めてまいります。

その他、委員からご意見等 ございますか。

<特になし>

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、9 月の定例教育委員会会議につきましては、9 月 2 7 日（火）午後 1 時から市役所朝日庁舎会議室 F で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和 4 年 8 月定例教育委員会会議を終了いたします。

會議録署名人 教 育 長
委 員